

労働契約解除書

契約の内容			
使用者氏名	事業の種類	事業の名称	事業の所在地
労働者氏名	生年月日	業種	現住所

右の労働契約は、次の理由により、労働基準法第五十八条第二項の規定に基づいて解除する。

理由

年 月 日

労働基準監督署長 ㊟

備考

- 一 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三箇月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 二 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができる（処分があつた日から一年を経過した場合を除く。）。
- 三 ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起しなければならぬ（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。